

川内中央中学校部活動規約

1 部活動の意義

部活動は、体育的・文化的活動に興味・関心のある同好の生徒が集まり、指導者を得て技術・体力の向上を目指す自主的活動である。また、心身の鍛練と健全な発達を図りながら、好ましい人間関係を構築する場である。

2 部活動の規定

- (1) 本校の部活動は、本校の生徒が自主的・自発的に参加し、活動を通して競技力の向上とともに、自己肯定感や責任感、連帯感等の高揚を図る場である。
- (2) 本校の部活動は、薩摩川内市部活動ガイドラインに則って運営する。
- (3) 本校の部活動は、学校において指導管理が可能であると認められる場合に限り設置できる。
- (4) 本校の部活動は、本校の職員と生徒（部員）で構成する。
- (5) 各部には本校職員の中から顧問を置く。
- (6) 本校の部活動は、顧問と部員の話し合いで年間計画を作成し、それに基づいて活動する。
- (7) 本校の部活動には次の組織を置く。
 - 部活動運営委員会（顧問会）：各部の顧問で構成する。
 - 生徒部活動委員会（主将会）：各部の主将で構成する。

3 部の種類

野球部・卓球部（男女）・陸上部・剣道部・柔道部・水泳部・バレーボール部（男女）
ソフトテニス部（男女）バスケットボール部（男女）・サッカー部・美術部・吹奏楽部

4 活動時間等

- (1) 活動時間については、基本的に平日は2時間程度、休業日（土・日曜日）は3時間程度とする。終了時刻は、月ごとに学校で定められた時刻までとする。
- (2) 休養日については、基本的に土・日曜日のどちらか1回、平日1回の週2日以上設ける。大会や練習試合等で週末に休みが取れなかった場合は、平日に休養日を設定する。
- (3) 定期テスト（中間テスト・期末テスト・学年末テスト）の5日前から部活動停止期間とする。
※ 但し、大会の開催日や規模等に応じて、調整等の練習が必要な場合は事前に全職員の確認を得る。その際、練習時間は1時間程度とし、参加者は登録メンバーのみとする。
- (4) 昼休みの練習は原則として認めない。
※ 昼休み中は、テニスコート及び野球ダイヤモンド内、陸上競技場には立ち入らない。
- (5) 朝の練習（7：10～7：50）は、活動時間が短くなる期間（11月～2月）や大会の1週間前に限り認める。実施する際は、顧問の見守りを必須とする。
- (6) 長期休業中の練習は、学期中に準じた扱いとする。特に、生徒が十分な休養を取ることができるよう休業期間を設定する。

5 完全下校時刻

※ 月の前半は、原則として2週目までとする。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
下校時刻	18：30	18：45	18：45	18：45	別途記載	18：30
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下校時刻	18：15	17：30	17：30	17：30	17：45	18：15
	17：50			17：45	18：00	

※ 但し、日没の時間を確認し、変更する場合もある。部活動終了時刻は下校時刻の15分前とする。

※ 4月～10月・2月・3月の5時間授業の際の完全下校時刻は17:45とする。

※ 休業日及び長期休業中、午後から授業がない日の完全下校時刻は17：00とする。

6 服装

- (1) 部活動の服装は、部で定めたものとする。
- (2) 下校時の服装は、制服（体育服及び学校指定ジャージを含む）あるいは部で定めたものとする。

7 部活動費及び施設・設備等

- (1) 活動費は、体育文化後援会活動費及び各部後援会費をもって充てる。但し、個人が必要とするものは保護者負担とする。
- (2) 主な用具は、学校管理の施設・設備等を開放する。

8 傷害等の補償

事故等が発生した場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付が受けられるが、万が一に備えて、スポーツ安全協会傷害保険にも加入する。従って、両者の補償する範囲で善処する。

※ 活動中に事故やケガが発生した際は、早急に顧問が校長・教頭・養護教諭に報告をする。

9 入部及び退部の手続き

- (1) 入部する際は、本人及び保護者が部活動規約を熟読し、理解した上で「部活動入部願書」を担任に届け、その後、各自で顧問に提出し、校長の承認を得る。
- (2) 入部の手続きは年度毎に更新する。
- (3) 退部する際の手続きも入部と同様とする。
- (4) 退部後2ヶ月間は正式に再入部できない。再入部する際は、関係顧問と部活動係の承認を得た上で、退部日の1ヶ月後から体験入部を認め、さらに1ヶ月間の活動状況を観察し、正式入部を判断する。
※ 生徒が退部する際は、顧問あるいは部活動係が全職員に伝える。

10 非違行為等による部活動停止

- (1) 校則や部活動規約に違反したり、著しい非行があったりした場合。
- (2) 部活動生の部室内・外での喫煙や飲食があった場合。
※ 上記のような非違行為等が確認された場合、臨時に顧問会を実施する。状況によっては、校長の責任において全部活動を停止させることもある。

11 その他（申し合わせ事項等）

- (1) 部活動は、あくまで学校教育の一環であり、顧問・副顧問が中心となって活動を行う。
- (2) 地域指導者を依頼する際は、事前に校長へ申し出る。（市地域指導者人材バンクへの登録が必要）
- (3) 顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (4) 練習や昼食・更衣等は、各部決められた場所で行う。使用後は整理整頓、戸締り、美化活動を徹底する。
- (5) 体育館及び武道場の消灯や戸締り等は、最後まで活動する部が責任をもって行う。
- (6) 新入生の入部は入部届け提出後とし、手続き完了後に正式入部を認める。
- (7) 自転車通学生以外の部活動生は、練習・練習試合・対外試合等で自転車を使用することはできない。また、自転車通学生も学校外の活動で自転車を使用することはできない。
- (8) 公式試合や長期休業中の合宿等に参加する場合は、事前に計画書を提出し、校長の許可を得る。
- (9) 部員の減少等によって活動が困難になった場合は、緊急に顧問会を実施し検討する。
- (10) 顧問は、大会や練習試合等において部員の送迎は行わない。部活動の会計等も後援会が責任をもって行う。
- (11) 引退後の三年生の部活動への参加については、本人が担任・顧問・生徒指導主任に相談し、保護者の承諾を得た上で、管理職が許可した場合に限り、参加することができる。参加の可能性がある場合は、理由や期間等について全教職員で事前に共通理解する。（詳細は別紙参照）
なお、次の目的をすべて理解した生徒に限る。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 自己の進路の実現へ向けての生活面・学習面の向上② 自らの気力・体力・技術の維持・改善・向上③ 先輩部活動生としての模範的な活動による後輩育成 |
|--|

※ 引退後とは、中体連・連盟主催の最後の大会を原則とする。但し、吹奏楽部・美術部については、文化発表会を最後とする。